使 用 貸 借 契 約 書

貸付人を甲とし、借受人を乙として、甲の所有する後記物件の貸借について、次のとおり契約する。

第1条　甲は、その所有に係る後記物件を農地法第3 条の許可を受けたあとに、乙に貸付けるものとし、乙はこれを借受けるものとする。

第2条　前条の貸借は使用貸借とする。

第3条　貸借期間は、　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日までの　　　年間とする。

第4条　乙は、善良な注意義務をもって契約物件を管理し、その形質を変更してはならない。ただし、甲の承諾を得て所定の手続きを行った場合はこの限りでない。

第5条　乙は、甲の同意なくして本契約の物件を第三者に転貸し、または本契約による権利の移転をしてはならない。

第6条　乙は、契約物件の通常必要経費を負担する。

第7条　この契約に定めない事項及びこの契約に関し、疑義の生じた事項については、必要に応じ協議のうえ決定するものとする。

上記契約に証するため、契約書を2通作成し、甲乙各1通を所持し、米沢市農業委員会は（写）1通を保管する。

年　　月　　日

貸付人（甲）　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

借受人（乙）　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印